

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第223号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年11月4日（月、休日） 16時30分ごろ
発生場所	愛媛県西条市壬生川港東方沖 壬生川港壬生川東防波堤灯台から真方位113° 3,680m付近 （概位 北緯33° 56.5′ 東経133° 08.9′）
事故等調査の経過	平成25年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート せと、1.1トン
船舶番号、船舶所有者等	273-6148愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型船舶操縦士・特殊船舶操縦士・特定（免許証失効中）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ先端部に欠損、舵板に擦過傷
事故等の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、同乗者1人を乗せ、壬生川港東方沖で釣りを始めたところ、突然、風浪が大きくなり、海面は泡立ち、船体が傾斜してきたので、壬生川港へ最短コースで帰ることとし、操縦者が微速前進として西進中、平成25年11月4日16時30分ごろ船尾が浅所に乗り揚げた。 本船は、船尾からの波で水船状態となり、操縦者及び同乗者は、付近の漁船に救助され、翌日、本船を壬生川港へ移動させた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	操縦者は、約10年の船釣りの経験があり、本事故発生場所付近を幾度も航行していた。 本事故発生場所水域の南側は、砂浜が広がっていた。 操縦者は、本事故後、航行中に本船が風に流されていることを感じたので、水深の十分ある海域を航行すれば、よかったと思った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、壬生川港東方沖において、同港へ向けて航行中、操縦者が、北西の風に圧流される状況下、最短となる針路で航行を続けたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、壬生川港東方沖において、同港へ向けて航行中、操縦者が、北西の風に圧流される状況下、最短となる針路で航行を続けたため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事前に航行予定水域の気象情報を入手するとともに、水深及び潮汐を調査し、航行の安全を確保すること。</li><li>・ 免許証失効中は小型船舶操縦者として乗船してはならない。</li></ul>